

無線 LAN の使用について

令和5年8月1日～

使用申請と条件

- ・無線 LAN の利用には事前申請が必要です。窓口で利用申請をしてください。
- ・無線 LAN 機能を搭載した通信機器は利用者が準備してください。



サービス提供対象

- ・ホール・会議室の施設使用者（無線 LAN の申請団体）が、使用許可を受けた場所及び時間内で利用できます。
- ※公共無線 LAN ではありません。



料金について

- ・無線 LAN の利用料は無料です。
- ・本サービスを利用したインターネット上の有料サービスはその理由にかかわらず利用者様のご負担です。



接続について

- ・一度に接続できる端末の上限は 128 台です。
- ・無線 LAN の接続や設定方法などに関するサポートは出来ませんのでご了承ください。
- ・パソコン、スマートフォン等の無線 LAN 機能内蔵の機器をご利用可能ですが、すべての機器の接続を保証するものではありません。

セキュリティについて

- ・本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者で行ってください。



注意事項

- ・職員により利用が適正でないと判断された場合は、利用を停止していただく場合があります。
- ・本ネットワークの利用により生じたいかなる損害も、当公民館は補償いたしません。